

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例(抜粋)

(昭和43年静岡県条例25号)

目的

第1条 この条例は、特定の区域におけるキャンプを禁止することにより、キャンプを行なう者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持することを目的とする。

定義

第2条 この条例において「キャンプ」とは、テントその他簡易な宿泊のできる用具を用いて行なう野営をいう。

キャンプの禁止区域の指定

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域をキャンプの禁止区域として指定することができる。

(1) キャンプを行なう者の危険防止のため、地すべりがけくずれ、落石又はいっ水等のおそれがある地域のうち特に必要と認められる地域

(2) 飲料水の水質保全のため、特に必要と認められる地域

2 知事は、キャンプに必要な給排水施設、ごみ、し尿その他の汚物の処理施設等が不備な場所で、多数の者が集合してキャンプを行なうことにより、当該地域における環境衛生が著しく阻害され、かつ、周辺の住民が著しく迷惑をこうむる事態が発生するおそれがきわめて強いと認められる地域を、6月1日から9月30日までの間、キャンプの禁止区域として指定することができる。

(中略)

キャンプの禁止

第8条 何人も、禁止区域においては、キャンプを行なってはならない。ただし、公務上の必要その他特別の理由によりあらかじめ知事の許可を受けた者については、この限りではない。

2 知事が指定した職員は、禁止区域においてキャンプを行なっている者があるときは、その者にキャンプをやめるよう指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

委任

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

罰則

第10条 第8条第2項の規定による職員の指示に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は料料に処する。

附則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

問い合わせ先一覧

(禁止区域の詳細などについては、その区域が所在する下記の各市町にお問い合わせください。)

市 町 名	担 当 課 名	電 話 番 号
沼 津 市	教育委員会生涯教育課	055-934-4871
下 田 市	教育委員会生涯学習課	0558-23-5055
伊 豆 市	産 業 振 興 課	0558-72-9910
東 伊 豆 町	観 光 商 工 課	0557-95-6301
河 津 町	産 業 振 興 課	0558-34-1946
南 伊 豆 町	産 業 観 光 課	0558-62-6300
松 崎 町	企 画 観 光 課	0558-42-3964
西 伊 豆 町	観 光 商 工 課	0558-52-1111
浜松市天竜区春野町	春野協働センター地域振興課	053-989-0200(昼) 053-983-0001(夜)

なお、条例の内容等全体的事項については下記へ
静岡県教育委員会社会教育課青少年班環境整備担当 ☎054-221-3313
ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/>



Shizuoka Prefecture

R70 印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、3,400部作成し、1部あたりの印刷経費は25.2円です。